

委第3号議案

ふじみ野市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及びふじみ野市議会会議規則（平成17年ふじみ野市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和3年12月14日

提出者 ふじみ野市議会運営委員会
 委員長 大 築 守

ふじみ野市議会
議 長 西 和 彦 様

提案理由

請求方法及び表決方法を追加等するため、ふじみ野市議会議員政治倫理条例の一部を改正したいので、この案を提出するものです。

ふじみ野市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

ふじみ野市議会議員政治倫理条例（平成30年ふじみ野市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「いう。）」の次に「又は議員」を、「ときは、」の次に「市民にあっては」を、「連署を」の次に「、議員にあっては議員の定数の3分の1以上の者の連署を」を加え、同項第2号中「第4条第1項」を「前条第1項」に改め、同条第2項中「市民」の次に「及び議員」を加える。

第6条中第13項を第14項とし、第9項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会議の議長の決するところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。